

Press Release

各 位

三菱UFJ国際投信株式会社
 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

『iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150アクティブオープン (愛称:Jアクティブ)』募集・設定について

追加型／国内／株式

この度、三菱UFJ国際投信は『iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150アクティブオープン(愛称:Jアクティブ)』を新規に設定いたしますので、お知らせいたします。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産	年2回	日本	ファミリー ファンド

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(株式 一般)です。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

ファンドの設定にあたって



これまでの日本企業の収益力(ROE)は、欧米企業と比較して低位で推移してきました。しかし、アベノミクスで掲げたコーポレートガバナンス強化といった政策などにより、経営者や投資家の意識を高める取り組みが進むことで、日本企業の収益力の向上が期待されています。

このような中、わが国の株式市場では、企業の収益性等に着目した新たな指数が登場しています。そこで、弊社では、継続的に高い収益力を実現するポテンシャルを持つ150社の株式で構成された指数、「iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックス」をベンチマークとしたアクティブファンドを設定いたしました。指数構成銘柄にとどまらず、徹底した調査・分析を行うことで、中長期的に大きな企業価値向上が期待できる企業を発掘しファンドに組み入れることにより、ベンチマークを上回るパフォーマンスを上げることがめざします。

当ファンドが受益者の皆様の資産形成に資するよう、運用に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

三菱UFJ国際投信

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、主として値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色1

「iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックス」をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。

<iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックスについて>

iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックスとは、東京証券取引所を主たる市場とする普通株式等の中から時価総額、流動性によりスクリーニングされる投資ユニバースのうち、高ROEかつ、①財務健全性、②キャッシュフロー収益性、③利益安定性の3点に着目し、高ROEの継続性を評価して150銘柄を選定し算出される株価指数です。

iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックスは、三菱UFJ信託銀行が有するアクティブ運用機関としてのノウハウとSTOXXリミテッド(以下「STOXX社」)が有する指数提供機関としての経験を活用し、両社で共同開発したものです。2001年6月18日の時価総額を100として、STOXX社が算出・公表しています。

-  ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。
-  ROE(自己資本利益率)とは、Return on Equityの略で、1株当たり当期純利益を1株当たり自己資本で割って算出されます。この数値が高いほど企業の収益力は高いと評価されます。
-  STOXX社とは
1997年設立。ドイツ証券取引所の100%子会社で、スイスのチューリッヒに本社を構える指数開発・提供の専門会社。STOXX社は、iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックス及びそれに含まれるデータの発行元です。STOXX社は、資料に掲載した情報の作成に何ら関与するものではなく、かつ資料に掲載した情報、又はiSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックス若しくはそのデータに関するエラー、遺漏若しくは中断について、何ら保証するものではなく、(過失の有無を問わず)いかなる責任も負うものではありません。これらについては、正確性、妥当性、正当性、完全性、適時性及び目的への適合性を含みますが、これらに限定されません。STOXX社に関する情報の流布又は再配信は、一切禁止されています。

特色2

「iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックス」の構成銘柄に加え、高水準のROEを維持することが見込まれる銘柄や、ROEの改善余地が大きいと考えられる銘柄も投資対象とします。

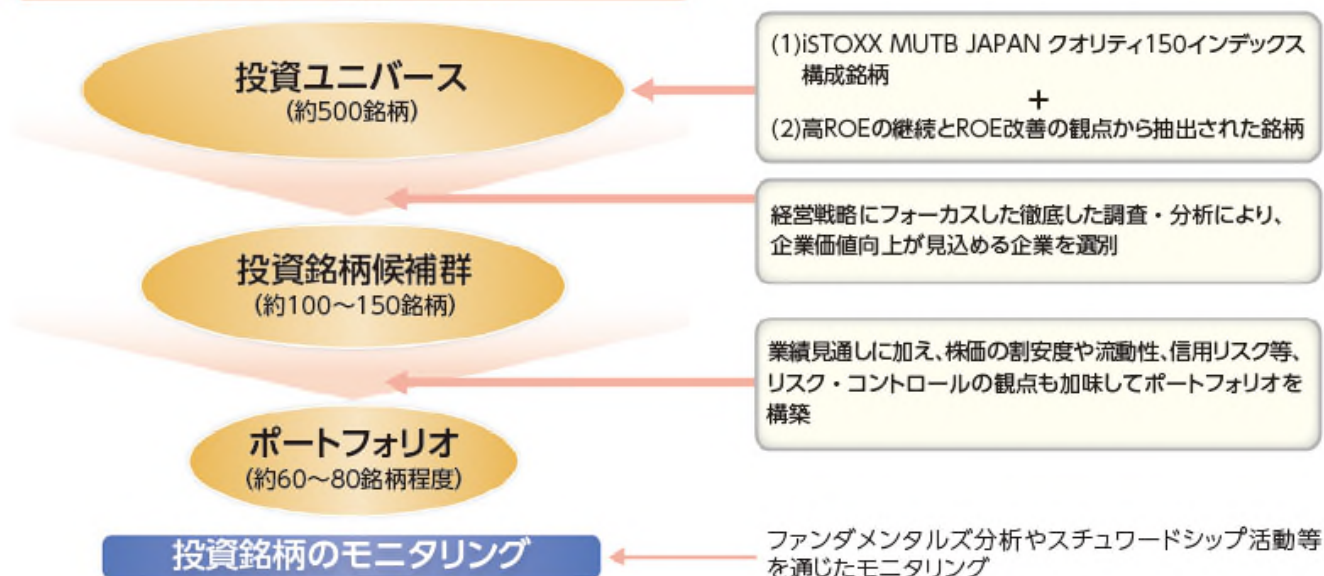
- 「iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックス」の構成銘柄を投資対象とします。
- 上記に加えて、財務健全性、キャッシュフロー収益性、利益安定性、利益率の改善性など定量的な評価および市場の利益見通しなど定性的な観点からも評価を行い、高水準のROEを維持することが見込まれる銘柄や、ROEの改善余地が大きいと考えられる銘柄を選別して投資対象とします。

特色3

経営戦略にフォーカスした徹底的な調査・分析により、企業価値向上が期待できる銘柄を選別します。

- 投資対象銘柄に対して、経営戦略にフォーカスした徹底的な調査・分析を行い、売上高の拡大や利益率の改善に向けた積極的な投資を行う等により、中長期的に大きな企業価値向上が期待できる銘柄を選別します。

ファンドの運用プロセス



- ❗ ファンドの規模や市場動向等により組入銘柄数は将来変更となる場合があります。
 - ❗ 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
 - ❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- 👉 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

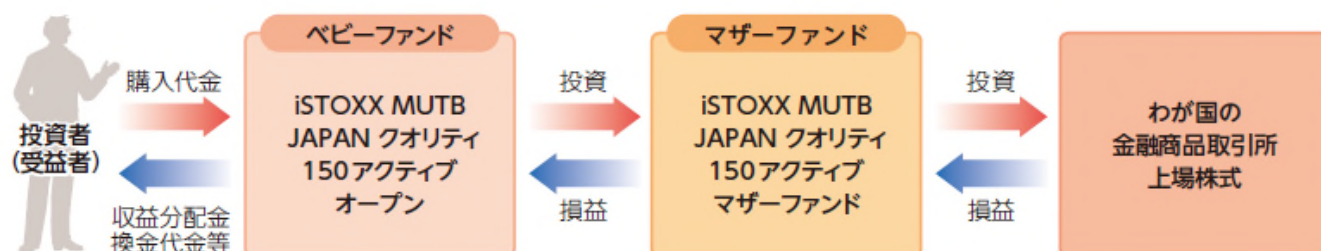
特色4

年2回の決算時(4・10月の各17日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
 - 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- (初回決算日は、2016年10月17日です。)

■ ファンドの仕組み

運用は主にiSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150アクティブマザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所上場株式へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■ 主な投資制限

株式	株式への実質投資割合に制限を設けません。
株式の一銘柄制限	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク	株価は、企業活動や業績、市場・経済の状況、政治情勢等を反映して変動し、基準価額はその影響を受けます。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
信用リスク	組入有価証券等の価格は、その発行体等の信用状況の影響を受けます。発行者等の経営、財務状況の悪化やその懸念が生じると、有価証券等の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。また、有価証券等の配当金や利払い・償還金の支払いが滞ること、有価証券等の価値がなくなることもあります。
流動性 リスク	株式を売買しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により取引が制限されている場合には、市場実勢から期待されるより不利な価格での取引を行わざるをえないことがあります。また、必要な売買の一部またはすべてを行うことができないこともあります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

■ リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的に行われるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。



#



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
	販売会社	購入価額に対して、 上限3.24% (税抜 3.00%) (販売会社が定めます)	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
信託財産留保額	ありません。		

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率1.5552% (税抜 年率1.4400%) をかけた額		
	1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)		
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。		
	各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。		
	支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
その他の費用・手数料	委託会社	0.70%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
	販売会社	0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
	受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等
※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。			
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。		
	・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。		

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2016年1月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。

販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

- | | |
|-----------------------|--|
| ■委託会社(ファンドの運用の指図等) | 三菱UFJ国際投信株式会社 |
| ■受託会社(ファンドの財産の保管・管理等) | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ■販売会社(購入・換金の取扱い等) | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 |

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ国際投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。■投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成28年3月31日に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。

以上